

令和5年度
さいたま市こころの健康センター運営協議会

次 第

日時：令和6年3月14日（木）午後7時30分
会場：子ども家庭総合センター 4階 多目的室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

（1）令和5年度こころの健康センター事業実績報告

（2）今後の運営に関する意見交換

（3）その他

4. 閉 会

令和5年度

さいたま市こころの健康センター運営協議会 委員名簿

順不同・敬称略

区 分	氏 名	職 名 等
医療関係者	<small>みね</small> 峯 <small>まひと</small> 真人	峯小児科理事長
	<small>うちだ</small> 内田 <small>すなお</small> 直	すなおクリニック院長
	<small>まるき</small> 丸木 <small>つとむ</small> 努	埼玉精神神経センター 副院長
	<small>かせ</small> 加瀬 <small>ひろゆき</small> 裕之	かせ心のクリニック院長

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

さいたま市こころの健康センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市こころの健康センター（以下「センター」という。）の適切かつ効果的な運営を図るため、センターにさいたま市こころの健康センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、医療関係者から市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 協議会の会議は、センター長が招集する。

2 協議会は、特に必要があるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、センターにおいて処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

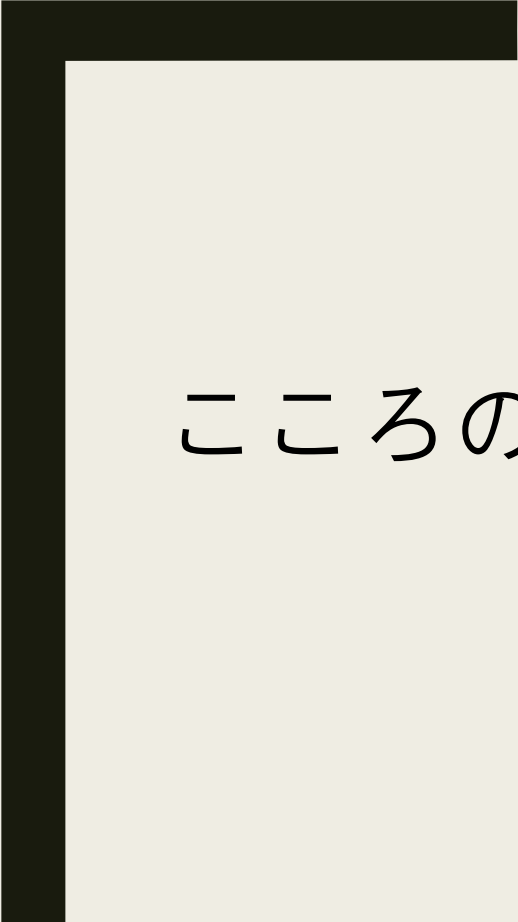
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。



令和5年度
こころの健康センター事業報告

こころの健康センター運営協議会



法定業務

精神医療審査会（事務局）

精神医療審査会は、精神保健福祉法第12条及び51条の12に基づき設置している。精神科病院に入院中の精神障害者の人権擁護と適正な医療及び保護を確保するための機関。

- (1) 書類審査（医療保護入院者の入院届・措置入院者と
医療保護入院者の定期病状報告）
- (2) 退院請求・処遇改善請求の意見聴取及び審査

(実績)

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度 (~12月)
(1) 書類審査	1,434	1238
(2) 退院請求・処遇改善請求の意見聴取及び審査	46	34

法定業務

精神障害者保健福祉手帳及び

自立支援医療費支給判定委員会（事務局）

さいたま市こころの健康センター条例第3条に基づき、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会を設置し、以下の申請に係る専門的判定を行っている。

- (1) 精神障害者保健福祉手帳
- (2) 自立支援医療費（精神通院医療）支給

(実績)

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度 (～12月)
(1) 精神障害者保健福祉手帳	6,146	5,976
(2) 自立支援医療費（精神通院医療）支給	16,219	12,905

人材育成

庁内や地域の関係機関職員を対象に、職員の相談技術の向上を図るための精神保健福祉に関する研修会を実施

研修名	開催日	受講者数
精神保健福祉基礎研修	5月29日、30日	111
児童・思春期精神保健福祉基礎研修	8月10日、17日	122
精神保健福祉専門研修		
①機能不全家族の中の子どもへの支援	10月5日	26
②「児童・思春期の摂食障害の基礎：早期発見・早期対応の重要性」	11月17日	61
③ネットやゲームに依存する子どもたち	11月30日	72
精神障害者の障害特性と支援技法を学ぶ研修	5月29日、6月5日	36
訪問支援強化のための研修		
①事例検討・講義	10月12日、2月16日	27
②対話的技術向上のための学びと実践 ～オープンダイアログにふれてみよう～	3月7日	26
自殺対策関連研修		
①ゲートキーパー養成研修	6月16日、10月13日	43
②地域支援研修 「身近な人を自死で亡くした方への支援を考える ～当事者と支援者の立場から～」	2月14日～3月4日 (YouTubeによる 限定配信)	53 (申込者数)
③消防職員向けゲートキーパー研修	7月14日、8月4日	45
依存症支援者研修	10月26日	56
ひきこもり地域支援研修	2月26日	38

普及啓発

講演会

	開催日	申込者数
こころの健康セミナー		
怒りとの上手な付き合い方 ～自分らしく生きるためのセルフケア～	1月16日～2月27日 (YouTubeによる期間限定配信)	341
自殺対策に関する普及啓発		
働く女性のためのメンタルヘルス ～それぞれのライフステージから～	2月14日～3月13日 (YouTubeによる期間限定配信)	142

広報誌「咲いたまごころ」発行

リーフレット「こころのホームルーム（パニック症）」作成・配布

パンフレット作成・配布

- ・アルコール問題お助け帳
- ・ひきこもり体験談冊子（本人向け）、ひきこもり家族対応冊子
- ・子どもとゲーム

など

図書館キャンペーン（自殺対策、依存症）

図書館でのパネル展示、パンフレット等による情報提供

- 中央図書館（9月：自殺対策、11月：依存症対策）、
- 大宮図書館（3月：自殺対策）

当事者団体等の育成及び支援

	会議構成員	開催日	出席者
精神保健福祉地域 ネットワーク連絡会	<ul style="list-style-type: none">・ 市内精神障害者当事者会及び家族会・ 市内障害者生活支援センター職員・ 医療機関・ 訪問看護ステーション・ 地域包括支援センター・ 庁内関係機関等	10月3日	31

地域連携会議等

	会議構成員	開催日
自殺対策医療連携 事業連絡調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ さいたま市4医師会の代表者 ・ さいたま市内の救急医療機関の代表者 ・ 精神科病院の代表者 ・ 精神科診療所の代表者 ・ 庁内関係機関等 	7月20日 1月25日
アルコール関連問題 ネットワーク会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ さいたま市依存症治療拠点機関 ・ さいたま市依存症専門医療機関 ・ さいたま市依存症相談拠点 ・ 依存症の本人及び家族等を支援する機 関・団体 ・ 相談機関 ・ 地域保健医療福祉関係者等 	7月24日 12月18日
ひきこもり対策 連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひきこもり支援機関 ・ フリースペース ・ 就労支援機関 ・ 教育関係機関 ・ 庁内関係機関等 	1月22日
●児童・思春期支援部会		7月25日
●成人期支援部会		7月31日

精神保健福祉相談

(ひきこもり相談センター・子どもの精神保健相談室を除く)

個別相談件数

	令和2年度 ^(※)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (~12月)
電話	5,350	5,100	5,026	2,920
来所	1,776	1,584	1,394	768
訪問	309	189	180	134
メール	131	154	248	118
計	7,566	7,027	6,848	3,940

※令和2年度はひきこもり相談センターを含む

精神保健福祉相談（相談内容別件数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （～12月）
老人精神保健	286	172	134	57
社会復帰	230	171	182	119
アルコール	434	345	335	317
薬物	118	135	101	68
ギャンブル	101	96	151	80
ゲーム	19	15	27	18
思春期	825	750	497	244
心の健康づくり	4,823	4,591	4,408	2,463
うつ・うつ状態	337	233	328	116
その他	393	519	685	458
合計	7,566	7,027	6,848	3,940

自殺対策推進事業

自殺未遂者対策

自殺対策医療連携事業（GPEネット*事業）

* General physician-Psychiatry-Emergency medicine-Network

自殺未遂や希死念慮のある方を速やかに精神科医療へつなぐシステム

必要に応じて、事務局が事業利用後のフォローアップを行う

事業実績

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （～12月）
相談	12	15	39	15
事業利用 （医療機関調整）	25	47	50	24
問合せ等	3	1	3	3
計	40	63	92	42

自殺対策医療連携事業

事業利用（調整先）件数（令和5年度は～12月）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神科病院	21	34	34	23
精神科診療所	4	13	16	1
計	25	47	50	24

事業利用（調整）男女者数（令和5年度は～12月）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男性	9	21	21	8
女性	16	26	29	16
計	25	47	50	24

令和5年度（～12月）年代・性別事業利用（調整）者数

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上
男性	2	0	2	1	3	0	0
女性	3	3	6	0	1	0	3
計	5	3	8	1	4	0	3

自殺対策推進事業

うつ病対策

うつ病家族教室「働く世代のためのうつ病家族教室」

うつ病の方の家族等を対象に実施。

(実績) 9/20～10/17 (YouTubeによる期間限定配信)

申込者数 50人

暮らしの困りごとと、こころの総合相談会 (令和2年～開催)

弁護士、司法書士、精神保健福祉士等による、借金・多重債務・失業等の生活の困りごと（法律相談）と、それに伴い生じるこころの健康問題を同時に相談できる相談会

(実績) 年6回 (6月、7月、9月、11月、1月、3月) 日曜日開催

相談実件数 (1月末) : 43件

(法律相談 : 27件、こころ : 16件)

依存症対策事業

個別相談事業

「アルコール・ギャンブル・薬物の依存に関する個別相談（年8回）」

各依存症関連問題の啓発週間及び自殺対策強化月間等を中心に、定期的な相談日を設け、情報提供や助言・指導を行う特定相談

（実績） 相談件数 19件 （～12月）

（アルコール12件、薬物2件、ギャンブル5件）

グループ事業

「依存症家族教室」

アルコール、薬物、ギャンブル等依存症の問題のある方の家族のための教室

3回1クール 年2クール実施 実績：延37人参加

「依存症家族グループ」

依存症家族教室修了者を対象としたフォローグループ(月1回)

（実績）～12月 延23人参加

依存症対策事業

技術支援

依存症に関連する回復施設や保護観察所でのカンファレンス等へ定期的に出席

- ・ さいたまマック事例検討会
- ・ 埼玉ダルクCC

普及啓発

「出前講座（お酒との上手なつきあい方）の実施」

実績（～1月）：3回 延62人参加

「警察署への普及啓発、リーフレット配布」

市内7警察署の生活安全課を訪問し、アルコール関連問題についての説明と情報交換を行った。また、アルコール依存症に関するリーフレットの設置、市民への相談の促しを依頼。

ひきこもり対策推進事業

ひきこもり相談センター

平成25年1月7日に開設。こころの健康センター内に
ひきこもり支援コーディネーターとして職員を4人配置。
専用の電話相談

電話：048-762-8534（火・金曜日の午前9時～午後5時）

個別相談件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （～12月）
電話	211	230	242	185
来所	6	3	1	0
メール	11	17	4	1
その他	1	0	0	0
計	229	250	247	186

ひきこもり対策推進事業

グループ事業

コレッタ・ひととき

10代後半から概ね30代までの不登校やひきこもり等の状態で当センターで継続支援をしている方を対象に、対人関係やコミュニケーションの練習や日常生活における様々なスキルを身に付けるためのグループ

(実績) 毎週水曜日 13時～15時実施 延べ104人参加 (登録: 19人)

※令和5年度12月までの参加人数

ファーストステッププログラム

コレッタ・ひとときの利用を検討している方を対象としたプログラム

(実績) 年3回実施 延べ0人参加

ステップアッププログラム

コレッタ・ひとときに参加されている方を対象とした、マナー講座、就労支援機関の見学やボランティア活動等のプログラム

(実績) 年3回実施 延べ6人参加

ひきこもり親の会

ひきこもり状態を呈した子を持つ親を対象に、家族の不安や負担を軽減し、家族の力を高めるための会

(実績) 年1回(5回1クール) 延べ30人参加

ひきこもり対策推進事業

リレートサポーター

リレートサポーター訪問事業

当センターでひきこもりに関する継続相談をしており、派遣を希望している方に社会参加に向けて、ひきこもり本人及び家族を支援する

(支援内容)

本人：自宅へ訪問による会話、学習支援、談機関や居場所などへの外出同行
家族：家族の話を聴く、本人の様子を聴く
等

(実績) 派遣回数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (~12月)
	73	109	96	53

リレートサポーター研修

養成研修	フォローアップ研修
ひきこもり対策連絡協議会委員からの推薦者及び近隣大学の学生を対象とした、リレートサポーター養成の研修 (実績) 年1回実施 30人参加	リレートサポーターとして活動している方を対象とした、活動の情報共有や知識技能の習得のための研修 (実績) 年2回 9人参加

子どもの精神保健相談室

平成19年7月に開設。市内在住の小学4年生から中学生が対象。

専用の電話相談

電話：048-762-8538（火・金の午前9時から午後5時）

専用電話相談 件数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (~12月)
	602	548	498	384

相談内容	令和4年度	令和5年度 (~12月)	相談内容	令和3年度	令和4年度 (~12月)
学校に行けない	81	47	自傷行為	29	11
家族の接し方	60	40	強迫症状	7	4
本人の性格・対人関係	7	6	食行動の問題	7	5
発達障害に関する悩み	10	18	睡眠の問題	3	5
奇異な言動	10	3	不安が強い	25	22
性の問題	11	7	イライラしている	25	12
医療機関の情報提供	59	47	落ち込んでいる・抑うつ的	4	5
自殺関連	20	22	その他（情報が欲しい、話を 聴いてほしい、問合せ等）	106	91
ゲーム・携帯・PCの問題	28	29			
身体症状がある	6	10	計	498	384

子どもの精神保健相談室

継続相談件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (~12月)
電話	2,049	1,715	661	534
来所	1,998	1,874	999	730
訪問	96	59	27	8
メール	206	142	159	41
手紙	15	12	29	6
計	4,364	3,802	1,875	1,319

グループ事業

コッコロンvillage

小学4年生から中学生年代までの学校などの教育機関等へ行くことが難しく当センターで継続支援をしている子どもを対象に、対人関係やコミュニケーションの練習や子どもたち同士が安全にふれあい、主体性や自主性を養うためのグループ

(実績) 毎週月曜日 13時~16時実施 延べ108人参加 (令和6年1月まで)

子どもの精神保健相談室

グループ事業

ここcheers（チアーズ）～思春期について学び、気づき、つながる会～

思春期の子ども(小4～概ね高校生、発達障害児含む)と接している保護者が、心理教育的アプローチを通して思春期や発達障害について理解を深める
(実績) 年1回(6回1クール) 延べ63人参加(令和6年1月まで)

心理教育プログラム

こころまなかひろば(旧サバイバーキッズプログラム)(子ども家庭総合センター内機関連携事業)

市内在住の機能不全家族の中で育つ小学4年生から中学生で当センター及び市内関係機関で継続支援している子どもを対象に、子どもが家族の問題は子どもには責任がないこと、子どもが「ひとりじゃない」と感じられること、自分の感情を大切にしていよこと等を安心安全な環境で学ぶプログラム

(実績) 年2回 延べ23人(子ども11人、支援者12人)参加

技術支援・技術指導

(精神保健福祉士の区役所派遣事業)

こころの健康センターより
精神保健福祉士を派遣

- ・ ケース対応の方針の整理
- ・ 区役所の担当との面接同席、
訪問同行

- ・ ケース会議への同席
- ・ 区役所での研修実施

など

支援

区役所健康福祉部

【福祉課】

生活保護
生活困窮者支援

【支援課】

障害福祉
児童福祉

【保健センター】

母子保健
成人保健

【高齢介護課】

高齢福祉
介護保険

相談・ケースワークを担当する職員の支援を実施

精神保健福祉士の区役所派遣事業 (区役所別事例実件数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (~12月)
拠点区	南区	92	103	66	25
	北区	57	54	58	42
	大宮区	48	60	46	26
出張区	浦和区	74	39	31	24
	緑区	34	42	39	23
	見沼区	74	98	53	52
	岩槻区	56	46	63	41
	桜区	29	22	33	39
	西区	24	34	29	23
	中央区	15	28	20	25
	計	503	526	438	320

※拠点区：~R1までは週4日、R2~は週1. 5日の在席

※出張区：週1回の定期出張

精神保健福祉士の区役所派遣事業 (相談機関別事例実件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (~12月)
福祉課	324	352	340	239
支援課	44	46	30	34
高齢介護課	37	35	10	8
保健センター	57	44	29	26
保健所	10	19	3	0
その他	31	30	26	13
計	503	526	438	320

※福祉課には「生活自立・仕事相談センター」の件数も含む

「精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築」

さいたま市精神障害者訪問支援事業

(平成31年4月より開始)

本事業の基本理念（実施要綱 第2条）

日常生活に困難を生じている精神障害者及びその家族等が、住み慣れた地域で安心して自分らしく地域生活を継続できるよう、必要な支援体制を構築することを基本理念として実施する。



対応困難なケースであっても、地域の関係機関が繋がり連携して支援できるような、支援体制の構築を目指す
(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築)

さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業

精神障害者の方が、住み慣れた地域で安心して自分らしく地域生活を継続できるように、保健・医療・福祉等の多職種チームが訪問等で本人やご家族の支援を行います。



訪問等の支援

【対象者】

- ①精神科医療の治療中断者
- ②精神疾患が疑われる未治療者
- ③精神科病院へ入退院を繰り返す者
- ④精神疾患による長期入院後の退院者
- ⑤ひきこもりの精神障害者
- ⑥その他市が必要と認めた者

上記で精神症状に基づく生活課題がある方とそのご家族

具体的には…

- ▶医療拒否 ▶支援拒否 ▶暴言 ▶暴力
- ▶妄想、こだわりによる行動 ▶騒音
- ▶ひきこもり ▶頻回の訴え ▶不潔
- ▶身体面の問題 ▶ライフライン
- ▶金銭管理の問題 ▶近隣への迷惑行為

医療機関
(精神科医、PSW、
心理職など)



訪問看護
ステーション
(看護師、
作業療法士など)



保健所
(PSW,保健師)

関係機関との 多職種チーム

保健・医療・福祉等の多
職種チームで支援内容の
検討や訪問支援等を行う。

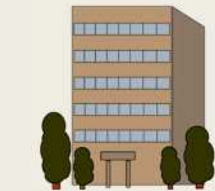
こころの健康センター
(事務局)
(精神科医、保健師、PSW)

*PSW：精神保健福祉士



障害者生活支援
センター
(相談支援専門員)

連携



地域の支援機関

- ・区役所
- ・医療機関
- ・地域包括支援センター など

- ・区役所や保健所等から把握した情報に基づき、対象者を決定します。
- ・定期的に支援内容を検討しながら、訪問等の支援を行います。

さいたま市精神障害者訪問支援モデル事業支援実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (~12月)
対象者数	8	12	14	16
訪問件数	122	247	224	223
再) 連携機関との訪問	51	120	123	101
再) 事務局のみの訪問	71	127	101	122
再) 医師同行の訪問	41	46	53	36

ありがとうございます。

今後ともよろしくお願いいたします。



こころの健康センター